

初回取得時は手数料が無料 個人番号カードの交付

社会保障・税番号(マイナンバー)制度の開始に伴い、通知カードの発送が10月中旬から始まっています。

市民の皆さんは、通知カードとは別に、個人番号カードを取得することができます。個人番号カードは、マイナンバー(個人番号)が記載された顔写真真付のカードで、本人確認のための身分証明書として利用できるほか、行政の手続きやe・Tax等の電子申請など、さまざまなサービスに利用できます。

- 個人番号カードの取得には、申請が必要です。
- 初回の取得に限り、手数料は無料です。
- カードの取得は強制(義務)ではありません。
- 既に住民基本台帳カードを持っている人は有効期限まで使用できます。

ますが、個人番号カードを取得する場合、交付の際に、住民基本台帳カードと通知カードを返納していただくこととなりますので、ご注意ください。



住民票の住所に通知カードと個人番号カード交付申請書が簡易書留で届きます。

個人番号カード交付申請書の表面に氏名、住所等があらかじめ印字されていますのでご確認ください。誤りなどがある場合は市役所にご連絡ください。

▶ 個人番号カードの交付を希望する場合
裏面の申請日と申請者氏名を記入してください。申請者氏名は本人が署名するか、記名押印して、顔写真(縦4.5cm×横3.5cm)を貼付してください。また、ご自宅のパソコン・スマートフォンからも申請できます。

交付申請書の内容に間違いがないか確認し、送付用封筒に入れて、郵便ポストに投函します。

平成28年1月以降、住所地の市役所、各地域局に個人番号カードが届きます。

確定申告の時期に有効期限を迎える人はご注意ください！

住基カードの電子証明書の更新は12月22日(火)まで

住基基本台帳カードは、本年12月末をもって交付が終了し、来年1月から個人番号カードの交付と新しい公的個人認証サービスの電子証明書の発行が開始されます。

個人番号カードの交付申請が集中した場合、カードの作成に時間を要し、交付が遅れる可能性があります。場合によっては確定申告を行う期間に交付が受けられない恐れがあります。

e・Taxで確定申告をする人は、電子証明書の有効期間満了を迎える前に申告をするか、電子証明書の更新を行ってください。

市民課戸籍係 ☎21・0252

マイナンバーについてのお問い合わせは
コールセンター
(マイナンバー総合フリーダイヤル)
0120-95-0178
受付時間(平日)
午前9時30分～午後10時
受付時間(土・日曜日、祝日)
午前9時30分～午後5時30分
※年末年始12/29～1/3を除く

1人に1つ。マイナンバー

臨時給付金対策室からのお知らせ

臨時福祉給付金

子育て世帯臨時特例給付金

申請期限が迫っています

臨時福祉給付金・子育て世帯臨時特例給付金の申請受付が**12月1日(火)で終了**となります。まだ申請が済んでいない人は、早めの申請をお願いします。



臨時福祉給付金

- ◆ 受付場所：市役所1階市民ホール、各地域局、各地域市民センター
- ◆ 申請時の注意点：臨時福祉給付金の申請には、対象者の本人確認書類(保険証や運転免許証など)のコピーと振込口座の通帳のコピーが必要です。

臨時給付金対策室(福祉課生活福祉係) ☎21・0266

子育て世帯臨時特例給付金

- ◆ 受付場所：こども未来課
- 問 臨時給付金対策室(こども未来課支援係) ☎21・0288

こども未来課からのお知らせ

児童虐待は社会全体で解決しよう

毎年11月は児童虐待防止推進月間

児童虐待問題は、社会全体で解決すべき重要な課題であり、虐待の発生予防、早期発見・早期対応、そして虐待を受けた子どもの自立といった、切れ目のない総合的な支援が必要です。

これらの総合的な支援が地域に根つき、効果的に実施されていくためには、子どもに携わる人だけでなく、地域の皆さんの理解が不可欠です。

子育て中の人に

子どものことで悩んだり困ったりしたときは、一人で悩まず、身近な人に相談しましょう。こども未来課では専門の相談員が相談を受け付けています。

すべての人に

子育て中の人は、不安や悩みを持ちながら親として成長しています。子育て中の人を温かい目で見守り、必要な時には声を掛けてく

秘書政策課からのお知らせ

写真と言葉で高梁の魅力を発信

KOTOCON作品募集

高梁の魅力を写した「とっておきの一枚」に、思い出のエピソードなど「とっておきの一言」を添えた作品を募集します。

- ◆ 募集テーマ：高梁市内の四季の自然や風景、人々の暮らしなどを撮影した「写真」に「言葉」を添えたもの
- ◆ 募集部門
 - ① ジュニアの部：中学生以下
 - ② 一般の部：高校生以上

◆ 応募方法：応募作品1点につき1枚の応募用紙を添付してご応募ください。応募用紙は、公共施設等に備えています。写真はプリント(2L版以上、四つ切りワイドまで)でご応募ください。言葉は約30文字までとします。

◆ 応募締切：平成28年1月29日(金) ※当日の消印有効

問 秘書政策課公聴広報係 ☎21・0210

